

ヤングケアラーの現状とは...

今月も先月号に引き続き、「ヤングケアラー」についてお伝えしていきます。

ヤングケアラーとは、**本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的におこなっていること**のことです。
果たして、ヤングケアラーの現状は一体どうなっているのでしょうか。

Q1.ヤングケアラーはどれくらいいるの？

令和2年度に中学2年生・高校2年生を、令和3年度に小学6年生・大学3年生を、それぞれ対象にした厚生労働省の調査では、**世話をしている家族が「いる」と回答したのは小学6年生で6.5%、中学2年生で5.1%、高校2年生で4.1%、大学3年生で6.2%**でした。これは、**回答した中学2年生の17人に1人が世話をしている家族が「いる」と回答した**ことになります。



Q2.ヤングケアラーは毎日家事や家族の世話をしているの？

世話をしている家族が「いる」と回答した人に頻度について質問すると、**半数近くが「ほぼ毎日」世話をしているという結果**になっています。

令和2年度に埼玉県が高校2年生におこなった調査では、ヤングケアラーが平日にケアにかかる時間は「**1時間未満**」が**4割**、「**1時間以上2時間未満**」が**3割**でした。しかし、同年おこなわれた厚生労働省の調査では、平日1日あたりに世話に費やす時間として、**中学2年生は平均4時間、全日制高校2年生は平均3.8時間**と、**さらに長い結果**となっています。



ヤングケアラーの方へ

家族の手伝い・手助けをするのは「**ふつうのこと**」と思うかもしれませんが、でも、**学校生活に影響が出たり、こころやからだに不調を感じる**ほどの重い負荷がかかっている場合は、**すこし注意が必要**です。

自分のことや家のことを話すのは**勇気がいる**と思います。でも、あなたの話を聞いて、共感して、**サポートしてくれる人は必ずいます**。学校の先生・スクールカウンセラー・親戚の人・友達など、**信頼できる相手に相談**してみましよう。
厚生労働省HPより

なごみ

第254号
2023年5月1日発行
編集・発行
和東町人権啓発課
(人権ふれあいセンター内)
TEL 0774-78-3488
FAX 0774-78-3212



みんなで築こう 人権のまちづくり



ふれあいセンターの職員が変わりました

令和5年4月1日付けの人事異動により、和東町人権ふれあいセンターの職員が変わりました。今年度は、右記の職員でセンターを運営していきますのでよろしくお願いいたします。



●センター所長
中尾 政弘

●センター職員
中山 友太 NEW
岡田 佳子



土曜日センターを開館しています

祝日を除く、毎週土曜日の午前8時30分～正午もセンターを開館していますので、平日は仕事で各種料金の支払いやし尿汲み取り券を買いに行きたいけど行けない!という方は、ぜひご利用ください。



相談事業をおこなっています

和東町人権ふれあいセンターでは、人権相談、生活相談、福祉・健康相談、教育相談など幅広く相談に 응じています。相談内容によっては関連機関と連携をとりながら対応しますので、お気軽にご相談ください。

※相談内容については個人情報保護の観点から秘密厳守でおこないますのでご安心下さい。

各種料金の支払いができます

ちょうみんぜい 町民税	こくみんけんこう 国民健康 保険税	こてい 固定 資産税	けいじどうしや 軽自動車 税	じょうげすいどうだい 上下水道代	かいご 介護 保険税
----------------	-------------------------	------------------	----------------------	---------------------	------------------



※し尿汲み取り券の販売もおこなっています

ひとりで悩まず、まず相談を!

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に 応じます。悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題の解決や解消を援助します。人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』にお越しください。

5月の相談日

月日・・・5月27日(金)
時間・・・午後1時30分～4時
場所・・・人権ふれあいセンター

人権啓発課(人権ふれあいセンター内)でも人権に関わる相談を随時おこなっていますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先
和東町人権啓発課
(人権ふれあいセンター)
TEL 0774-78-3488
FAX 0774-78-3212

